

4 文庁第 4 6 5 0 号
令和 5 年 2 月 1 0 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 殿
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を
設 立 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
日 本 芸 術 院 長
各 文 部 科 学 省 所 管 独 立 行 政 法 人 の 長
公 益 財 団 法 人 日 本 博 物 館 協 会 会 長
全 国 美 術 館 会 議 会 長

文化庁次長

杉 浦 久 弘

「博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に
関する政令」及び「博物館法施行規則の一部を改正する省令」の
公布について（通知）

この度、別添 1 ～ 5 のとおり、「博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」（令和 5 年政令第 35 号、以下「施行令」という。）及び「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（令和 5 年文部科学省令第 2 号、以下「施行規則」という。）が令和 5 年 2 月 10 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

今回の改正は、博物館法の一部を改正する法律（令和４年法律第２４号、以下「改正法」という。）に伴うもので、施行令は、改正法の条項及び用語等を引用する関係政令において必要となる条項ずれの処理を行うとともに、不要となった規定を削るものであり、施行規則は、改正法において施行規則で規定することが定められているもののうち、以下の３点について規定の整理を行うものです。

- ・学芸員補となる資格を有する者
- ・都道府県が博物館の登録を行うに当たって参酌すべき基準
- ・博物館相当施設の指定及び取消しに関する事項

改正の概要及び留意事項は下記のとおりですので、各関係機関におかれては、これらを十分に御了知の上、関係する規程の整備等事務処理上遺漏のないようお願いいたします。また、文化芸術基本法及び改正法の趣旨に鑑み、各地方公共団体におかれては、博物館に係る事務を担当する部局と、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業担当部局その他の関係部局間の有機的な連携に格別の御配慮をいただくとともに、域内の市（指定都市を除く。）区町村等の関係機関及び関係団体に対してもこの旨を周知くださるようお願いいたします。

<添付資料>

別添１：博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令について（概要）

別添２：博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（令和５年政令第３５号）

別添３：博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 新旧対照表

別添４：博物館法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

別添５：博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和５年省令第２号）

記

第 1 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 (令和 5 年政令第 35 号) の概要

1 改正の内容

(1) 法人の規定の削除について

改正前の博物館法（以下「旧法」という。）においては、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人の設置する施設のみを博物館としての登録を受けることができる施設としており、博物館法施行令第 1 条では、政令で定めるその他の法人として、日本赤十字社及び日本放送協会を定めていたところである。

改正法では、この設置主体の制限を削除し、国及び独立行政法人以外の法人が設置した一定の要件を満たした博物館は、登録を受けられることとしたため、当該規定を削除することとするものである。

(2) その他

その他、改正法の条項ずれに合わせて整えるものである。

2 留意事項

(1) 施行令は、博物館法に基づいて制定される下位法令及び同法の条項及び用語等を引用する以下の関係政令について、改正法の施行に伴い必然的に必要となる条項ずれの処理を行うとともに不要となった規定の削除に関するものである。

(2) 関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第 17 条第 4 号及び第 6 号中の「博物館」は、改正法第 2 条第 1 項の博物館のみを指すのではなく、日常的に使用されている意味での博物館であり、今回の改正によりその意味に変化が生じるものではない。

(3) 土地区画整理法施行令第 58 条第 1 項第 8 号中の「博物館」は、改正法第 2 条

第1項の博物館のみを指すのではなく、日常的に使用されている意味での博物館を意味しており、今回の改正によりその意味に変化が生じるものではない。また、国が博物館を設置する場合には、博物館法第31条第2項の指定施設かどうかに関係なく同号の対象となり、土地区画整理法上の政策判断は変更されていないことから、現行のとおり規定されている。

(4) 国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）第20条では、国立大学法人等を独立行政法人とみなして準用する法令の規定について定められており、同条第1項第2号では「博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項及び第29条」と規定されている。改正法により、

- ・旧法第2条から設置主体制限を削除したうえで、改正法第13条の登録の審査の要件として独立行政法人は登録から除外したこと
- ・旧法第29条が規定していた「博物館に相当する施設」の取扱いについては、改正法第31条において規定することとなり、かつ、同条第6項において国又は独立行政法人の設置する指定施設について努力義務を課すなどの規定が置かれたこと

との改正が行われたことから規程を改めた。

第2 博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第2号）

1 改正の内容

(1) 学芸員補の資格に係る整理等

- ・改正法第6条において学芸員補となる資格を有する者の要件が改められたことを踏まえ、学芸員補になれる者の詳細を規定するものである。（第18条）

(2) 都道府県が博物館の登録を行うに当たって参酌すべき基準の策定

- ・改正法第13条第1項及び第2項を踏まえ、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る参酌すべき基準として、基本的な運営方針の作成・公表や、博物館資料及びその情報の適切な管理・活用等の体制を規定するものである。（第19条）
- ・改正法第13条第1項及び第2項を踏まえ、学芸員その他の職員の配置等に係

る参酌すべき基準として、基本的な運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長や、保有する博物館資料に関する専門性を有した学芸員を置いていること等を規定するものである。(第 20 条)

- ・改正法第 13 条第 1 項及び第 2 項を踏まえ、施設及び設備に係る参酌すべき基準として、資料の収集・展示等を適切に行うことができる施設・設備のほか、資料の防災・防犯体制、障害者等への配慮を規定するものである。(第 21 条)

(3) 博物館相当施設の指定や取消しに係る規定の整備

- ・指定要件や指定手続き、取消要件等を、登録博物館に準じて規定するものである。(第 23 条～第 27 条)

2 留意事項

- (1) 旧法下で博物館の登録及び指定を行う都道府県教育委員会へ示した「博物館の登録審査基準要項について」(昭和 27 年 5 月 23 日文社施第 191 号)、「博物館に相当する施設の指定について」(昭和 46 年 6 月 5 日文社社第 22 号)は、改正法が施行される令和 5 年 4 月 1 日をもって廃止する。

- (2) 公立博物館の登録に当たっては、指定管理者制度等により民間企業による運営が行われているとしても、設置者たる地方公共団体又は地方独立行政法人において申請が行われる必要があること。

- (3) 第 5 条第 2 項における「博物館資料関係実務」とは、登録博物館、指定施設又はそれらに類する施設のいずれであっても、博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する内容であること。

- (4) 第 19 条第 1 号における「基本的運営方針」は、博物館の館種、設置者の法人格又は規模によって異なるため、定款や設置条例などに明記されているものや口述記録等、どのように示されるかは問わないものとする。

- (5) 第 19 条第 1 号における基本的運営方針の策定においては、博物館が社会教育施設と文化施設との双方の役割を併せ持つ施設として活動することが求めら

れることを踏まえ、その事業を通じて教育、学術及び文化の振興を図り、心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に寄与するものとなるよう留意すること。

(6) 第 19 条第 3 号における博物館資料の目録作成においては、法第 3 条第 1 項第 3 号の規定を踏まえ、デジタル技術を活用した博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその管理及びインターネットを通じたデジタル・アーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組を含むこと。

(7) 第 19 条第 3 号における博物館資料に関する調査研究は、法第 3 条第 1 項第 5 号に定めを踏まえ、博物館が現に収集、保管等する資料とそれに関連する調査研究のみならず、当該資料が関係する地域や学術分野における調査研究を幅広く含むこと。また、博物館における教育や交流、デジタル化や広報等、博物館の活動一般に関する調査研究を含むこと。

さらに法第 3 条第 2 項及び第 3 項を踏まえ、他の博物館や地域の多様な主体と相互に連携を図りながら協力し、もって地域の活力の向上に寄与するよう努め、国際博物館会議が採択した「文化をつなぐミュージアム」の理念に則しながら各博物館がこれらの連携・協力を通じて、多様な地域的課題・社会的課題への対応に取り組むことを期待するものである。

(8) 博物館資料をデジタル化して展示する施設については、通常の博物館と同様に法令、条例又は定款等によって設置され、館長、学芸員及びその他の職員が配置されている場合、展示以外の博物館活動（資料の収集・保管、教育普及、調査研究等）の観点から登録対象と考慮して差し支えない。

(9) 第 19 条第 7 号における研修への参加について、博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究は、学芸員だけが行うものではなく、会計、広報、情報等の事務系職員を含めて取り組むものであることを踏まえ、全ての博物館職員が多様な研修に参加する機会を確保すること。

(10) 第 20 条第 1 項における「館長」とは、その名称と常勤非常勤の別は問わないが、館の運営に関して判断と意思決定をできる者が務めること。

(11) 第 21 条第 4 号における「博物館を円滑に利用するための配慮」とは、施設のバリアフリー化や機器の導入のみを意味するものではなく、職員による介助や随伴といった対応を含むものであり、財政状況や人員体制に応じた想定、工夫及び対応ができる状態を促すものである。

(12) 開館日数の要件については、必ずしも、利用者が実際に来館できる日数のみをもって考えるのではなく、以下に例示するような博物館が外部に対して活動している日数を含めて判断して差し支えない。

- ① 学芸員による資料の解説等について、利用者からの問い合わせに対して同時双方向でのやりとりができるか、又は即応できる状態にある日
- ② 収蔵庫を開放して学芸員が博物館資料を解説する機会を設ける日や、利用者の求めに応じて実物資料の閲覧をさせる日
- ③ 地域の社会教育施設等において利用者への学習機会の提供がなされている日
- ④ デジタル・アーカイブ化した資料に関する講演会、講習会、研究会等が開催されている日

(13) 旧法第 29 条の博物館相当施設の指定については、昭和 30 年の法改正で制度化されたものであり、当初は国の官報告示や地方公共団体の公示、それらを国へ報告する義務など、国で情報を集約する仕組みとなっていたが、地方分権の推進等による国と地方の関係見直しにより、地方公共団体から国への報告等が廃止され、具体的にどの施設が博物館相当施設として指定されているかが明らかでなくなっている。また、制度発足から長期間経たることにより、社会教育調査による数値と、現在都道府県で把握している指定施設の数値と具体的な施設の間にズレが生じていることなど、実態が正確に把握できていないという制度的な問題が生じている。

改正法第 31 条第 1 項の指定を受けているものとみなされる「みなし指定施設」においては、同法附則第 2 条第 4 項により、第 24 条第 1 項の要件を備えている旨の文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の確認を受けるよう努めなければならないとしており、指定施設の審査主体は、自らの所掌する範囲内又は区域内における指定施設の数、その施設が要件に合致しているかどうか等について、把握・確認する必要がある。

- (14) 本通知における留意事項は、平成4年4月15日付けの「博物館法の一部を改正する法律の公布について（通知）」における留意事項の内容と併せて確認する必要があること。

【本件担当】

文化庁企画調整課 博物館振興室

TEL：03-5253-4111（内線 3152）

2023年2月
文化庁企画調整課

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令について（概要）

1. 改正の目的

- 本政令は、博物館法（昭和26年法律第285号）に基づいて制定される下位法令及び同法の条項及び用語等を引用する以下の関係政令について、博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の施行に伴い必然的に必要となる条項ずれの処理を行うとともに不要となった規定を削るものである。

博物館法施行令（昭和27年政令第47号）

関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）

国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）

2. 主な改正内容

1. 法人の規定の削除について

改正前の博物館法においては、博物館としての登録を受けることができる施設の対象を限定していたところである。具体的には、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人の設置する施設のみを博物館としての登録の対象となることを規定しており、この博物館法の規定を受け、博物館法施行令では「政令で定めるその他の法人」として、日本赤十字社及び日本放送協会を定めていたところである。

今回の博物館法の改正では、この設置主体の制限を削除し、国及び独立行政法人を除くいかなる法人が設置した施設であっても、要件を満たすことにより博物館としての登録を受けられることとしており、上記引用部分は削除されることとなった。

このため該当の規定を削除することとする。

2. 条ずれへの対応等について

博物館法においては、博物館を設置する地方公共団体に対して、国が、「博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部」を補助することができることを定め、当該補助金の交付に関し必要な事項を政令で定めることとしている（改正前：第24条第2項、改正後：第27条第2項）。

今回の改正で当該規定に条ずれが発生したことから、改正後の博物館法の条項に合わせて整えるほか、あわせて表現の適正化を行うこととする。

3. 今後のスケジュール

2023年2月10日 公布（官報掲載）

2023年4月1日 施行

政令第 号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（博物館法施行令の一部改正）

第一条 博物館法施行令（昭和二十七年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「法第二十四条第一項」を「博物館法第二十七条第一項」に、「設備」を「及び設備」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第三条 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第八号中「第二十九条に規定する博物館に相当する施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改める。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第四条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「第二条第一項及び第二十九条」を「第十三条第一項並びに第三十一条第一項及び第六項」に改める。

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

別添 3

○	博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案	新旧対照表	目次	
○	博物館法施行令（昭和二十七年政令第四十七号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	1
○	関税定率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	2
○	土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	3
○	国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・ ・	4

改 正 案	現 行
（削る） 博物館法第二十七条第一項に規定する博物館の施設及び設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。 一・二 （略）	（政令で定める法人） 第一条 博物館法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一 日本赤十字社 二 日本放送協会 （施設、設備に要する経費の範囲） 第二条 法第二十四条第一項に規定する博物館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。 一・二 （略）

改 正 案	現 行
（国及び地方公共団体以外の者が経営する施設の指定） 第十七条 法第十五条第一項第一号（特定用途免税）に規定する国及び地方公共団体以外の者が経営する施設のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 三 （略） 四 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二条第三項（定義）</u>に規定する私立博物館並びに独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）第十二条第一号（業務の範囲）の規定に基づき独立行政法人国立科学博物館が設置する博物館、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）<u>第十一条第一号（業務の範囲）</u>の規定に基づき独立行政法人国立美術館が設置する美術館、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）第十二条第一項第一号（業務の範囲）の規定に基づき独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第六号（業務の範囲）の規定に基づき地方独立行政法人が設置する博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館 五・六 （略）	（国及び地方公共団体以外の者が経営する施設の指定） 第十七条 法第十五条第一項第一号（特定用途免税）に規定する国及び地方公共団体以外の者が経営する施設のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 三 （略） 四 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二条第二項（定義）</u>に規定する私立博物館並びに独立行政法人国立科学博物館法（平成十一年法律第七十二号）第十二条第一号（業務の範囲）の規定に基づき独立行政法人国立科学博物館が設置する博物館、独立行政法人国立美術館法（平成十一年法律第七十七号）<u>第十一条第一号（業務の範囲）</u>の規定に基づき独立行政法人国立美術館が設置する美術館、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号）第十二条第一項第一号（業務の範囲）の規定に基づき独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館並びに地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第六号（業務の範囲）の規定に基づき地方独立行政法人が設置する博物館、美術館、植物園、動物園及び水族館 五・六 （略）

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（抄） 改正案	（傍線部分は改正部分） 現行
（公共の用に供する施設等） 第五十八条 法第九十五条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一 七 （略） 八 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）にいう博物館（同法第三十一条第二項に規定する指定施設を含む。）及び国が設置する博物館 九 二十三 （略） 二 六 （略）	（公共の用に供する施設等） 第五十八条 法第九十五条第一項第一号に規定する政令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一 七 （略） 八 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）にいう博物館（同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設を含む。）及び国が設置する博物館 九 二十三 （略） 二 六 （略）

改 正 案	現 行
第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。 一 （略） 二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第一項並びに第三十一条第一項及び第六項 2・3 （略）	第二十六条 次の法令の規定については、国立大学法人等を独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この条及び次条において同じ。）とみなして、これらの規定を準用する。 一 （略） 二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項及び第二十九条 2・3 （略）

2023年2月
文化庁企画調整課

博物館法施行規則の一部を改正する省令について（概要）

1. 改正の目的

- 令和4年4月、博物館法の一部を改正する法律が公布されたことを踏まえ、以下の事項等について所要の規定の整理を行う。
- ・ 学芸員補となる資格を有する者（法第6条第2号）
 - ・ 都道府県が博物館の登録を行うに当たって参酌すべき基準（法第13条第2項）
 - ・ 博物館相当施設の指定及び取消しに関する事項（法第31条第1項及び第2項）

2. 主な改正内容

- ① 学芸員補の資格に係る整理等
- ・ 学芸員補となる資格を有する者が改正されたことを踏まえ、学芸員補になれる者の詳細を規定（第18条）
- ② 都道府県が博物館の登録を行うに当たって参酌すべき基準の策定
- ・ 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係る参酌基準として、基本的な運営方針の作成・公表や、博物館資料及びその情報の適切な管理・活用等の体制を規定（第19条）
 - ・ 学芸員その他の職員の配置等に係る参酌基準として、基本的な運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長や、保有する博物館資料に関する専門性を有した学芸員を置いていること等を規定（第20条）
 - ・ 施設及び設備に係る参酌基準として、資料の収集・展示等を適切に行うことができる施設・設備のほか、資料の防災・防犯体制、障害者等への配慮を規定（第21条）
- ③ 博物館相当施設の指定や取消しに係る規定の整備
- ・ 指定要件や指定手続き、取消要件等を、登録博物館に準じて規定（第23条～第27条）

3. 今後のスケジュール

2023年 2月10日 公布（官報掲載）

2023年 4月 1日 施行

○文部科学省令第二号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第一項第一号及び第三号、第六条第二号、第十三条第二項、第二十五条並びに第三十一条第一項及び第二項の規定に基づき、博物館法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月十日

文部科学大臣 永岡 桂子

博物館法施行規則の一部を改正する省令

博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	目次 第一章 博物館に関する科目の単位（第一条・第二条） 第二章 学芸員及び学芸員補の資格（第三条―第十八条） 第三章 博物館の登録に係る基準を定めるに当たつて参酌すべき基準（第十九条―第二十一条） 第四章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準（第二十二条） 第五章 博物館に相当する施設の指定（第二十三条―第二十七条） 附則
改正前	目次 第一章 博物館に関する科目の単位（第一条・第二条） 第二章 学芸員の資格認定（第三条―第十七条） 第三章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準（第十八条） 第四章 博物館に相当する施設の指定（第十九条―第二十四条） 第五章 雑則（第二十五条―第二十九条） 附則
（博物館実習） 第二条 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第二条第三十一條第一項の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。 2 「略」	（博物館実習） 第二条 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第二条第一項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認めた施設を含む。）における実習により修得するものとする。 2 「同上」
第二章 学芸員及び学芸員補の資格 （学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者） 第三条 法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とす	第二章 学芸員の資格認定 （資格認定） 第三条 法第五条第一項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、この章に定める試験認定又は審査認定（以下「資格

る。

一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第一百五十五条第一項各号のいずれかに該当する者であつて、大学において博物館に関する科目の単位を修得したもの

二 この章に定める試験認定又は審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者

（資格認定の施行期日等）

第四条 資格認定は、少なくとも二年に一回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

（試験認定の受験資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二条第一項本文の規定により大学院に入学することができる者

二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者（学校教育法施行規則第一百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者を含む。第九条第三号ロにおいて同じ。）であつて、二年以上博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（法第五条第二項に規定する職の実務を含む。以下「博物館資料関係実務」という。）を行つた経験を有するもの

三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、四年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

四 「略」

「号を削る。」

認定」という。）の合格者とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

（資格認定の施行期日等）

第四条 資格認定は、毎年少なくとも各一回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

（試験認定の受験資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

一 学士の学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。第九条第三号イにおいて同じ。）を有する者

二 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者で二年以上学芸員補の職（法第五条第二項に規定する職を含む。以下同じ。）にあつた者

「号を加える。」

三 「同上」

四 四年以上学芸員補の職にあつた者

五 「略」

（試験認定の方法及び試験科目）

第六条 「略」

2 「略」

試験科目は、次表に定めるとおりとする。

試験科目									
生涯学習概論	博物館概論	博物館経営論	博物館資料論	博物館資料保存論	博物館展示論	博物館教育論	博物館情報・メディア論		

（審査認定の受験資格）
 第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

- 一 次のいずれかに該当する者であつて、二年以上博物館資料関係実務を行った経験を有するもの
- イ 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）による修士の学位又は専門職学位を有する者（学校教育法施行規則第百五十六条各号のいずれかに該当する者

五 「同上」

（試験認定の方法及び試験科目）

第六条 「同上」

2 「同上」

試験科目は、次表に定めるとおりとする。

試験科目									
必須科目					選択科目				
生涯学習概論	博物館概論	博物館経営論	博物館資料論	博物館資料保存論	博物館展示論	博物館教育論	博物館情報・メディア論	文化史	美術史
								考古学	民俗学
								自然科学史	物理学
								化学	生物学
								地学	
試験認定の必要科目					上記科目のうちから受験者の選択する二科目				

（審査認定の受験資格）
 第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

- 一 学位規則による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者

を含む。）」

ロ 学位規則による博士の学位を有する者（旧学位令（大正九年勅令第二百号）による博士の称号を有する者及び外国において博士の学位に相当する学位を授与された者を含む。）

二 大学において博物館に関する科目（生涯学習概論を除く。）に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、二年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

三 次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦するもの

イ 学校教育法第二百二条第一項本文の規定により大学院に入学することができ、四年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

ハ 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八年以上博物館資料関係実務を行つた経験を有するもの

「号の細分を削る。」

四 「略」

（筆記試験及び試験認定合格者）

第十二条 試験科目（試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）の全部について合格点を得た者（試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。以下「筆記試験合格者」という。）であつて、一年間博物館資料関係実務を行つた後に文部科学大臣が認定したものを試験認定合格者とする。

2 「略」

（不正の行為を行つた者等に対する処分）

2 第十七条 「略」

二 大学において博物館に関する科目（生涯学習概論を除く。）に関し二年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、二年以上学芸員補の職にあつた者

三 次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦する者

イ 学士の学位を有する者であつて、四年以上学芸員補の職にあつた者

ロ 大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者であつて、六年以上学芸員補の職にあつた者

ハ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者であつて、八年以上学芸員補の職にあつた者

ニ その他十一年以上学芸員補の職にあつた者

四 「同上」

（試験認定合格者）

第十二条 試験科目（試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）の全部について合格点を得た者（試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。以下「筆記試験合格者」という。）であつて、一年間学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣が認定した者を試験認定合格者とする。

2 「同上」

（不正の行為を行つた者等に対する処分）

2 第十七条 「同上」

「項を削る。」

（学芸員補となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者）

第十八条 法第六条第二号に規定する学芸員補となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者として文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学に二年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者
- 二 学校教育法施行規則第一百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者であつて、大学において博物館に関する科目の単位を修得したもの

第三章 博物館の登録に係る基準を定めるに当たつて参酌すべき基準

（博物館の体制に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準）

第十九条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第三号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号、第二十一条第一号及び第二十四条第一項第二号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。

- 二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。

3 前二項の処分をしたときは、処分を受けた者の氏名及び住所を官報に公告する。

「条を加える。」

「章を加える。」

三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。

四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。

五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。

六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。

七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(博物館の職員に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準)

第二十条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第四号に規定する学芸員その他の職員の配置に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。

二 学芸員が置かれていること。

三 同条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準)

第二十一条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第五号に規定する施設及び設備に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。

二 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。

三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

第四章 「略」

第二十二條 法第二十五条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

第五章 「略」

(申請の手続)

第二十三條 法第三十一条第一項の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した指定申請書(別記第九号様式)により作成したもの(を)、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十五条において同じ。)が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法

第十八條 法第二十五条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

第三章 「同上」

第四章 「同上」

(申請の手続)

第十九條 法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書(別記第九号様式)により作成したもの(を)に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十一条において同じ。)が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長(大学に附属する施設にあつては当該大学の長)が、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法

人をいう。第二十五条において同じ。）が設置する施設にあつては当該地方独立行政法人の長が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十五条において同じ。）に、それぞれ提出しなければならない。

一 指定を受けようとする施設の設置者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 指定を受けようとする施設の名称及び所在地

三 その他指定を行う者が定める事項

「号を削る。」

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該施設の運営に関する規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の施設の運営上必要な事項を定めたもの

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

三 その他指定を行う者が定める書類

（指定の審査）

第二十四条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前条第一項の指定申請書の提出があつたときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

一 当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第三十一条第二項の規定

設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第二十一条において同じ。）に、それぞれ提出しなければならない。

一 当該施設の有する資料の目録

二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面

三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類

四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類
「項を加える。」

（指定要件の審査）

第二十条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。
「号を加える。」

により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

二 当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。

三 当該施設における職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。

四 当該施設の施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。

五・六 「略」

2 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前項第二号から第四号までに規定する基準を定めるに当たっては、第十九条から第二十一条までの規定を参酌して定めるものとする。この場合において、第十九条（第七号を除く。）中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第一号中「博物館を運営する」とあるのは「法第三十一条第一項の規定による指定を受けた施設（次条及び第二十一条において「指定施設」という。）を運営する」と、第二十条第一号及び第三号中「博物館」とあるのは「指定施設」と、同条第二号中「学芸員」とあるのは「学芸員に相当する職員」と、第二十一条第一号中「博物館資料」とあるのは「資料」と、同条第三号及び四号中「博物館」とあるのは「指定施設」とする。

3 「略」

（報告）

第二十五条 法第三十一条第一項の規定に基づき文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が博物

一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。

二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。

三 学芸員に相当する職員がいること。

四・五 「同上」

「項を加える。」

2 「同上」

（報告）

第二十一条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の指定する博物館に相当する施設（以下「

館に相当する施設として指定した施設（以下「指定施設」という。）が前条第一項に規定する要件を備えなくないつたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、地方独立行政法人が設置する施設にあつては当該地方独立行政法人の長が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

「条を削る。」

第二十六条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、自ら第三十一条第一項の規定により指定した指定施設に対し、第二十四条第一項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。

（指定の取消し）

第二十七条 法第三十一条第二項に規定する指定施設の指定を取り消すことができる事由は、次のとおりとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと法第三十一条第一項の規定による指定をした者が認めるとき。
- 二 偽りその他の不正の手段により法第三十一条第一項の規定による指定を受けたとき。
- 三 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 前条の規定による文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の求めに対して報告をせず、

博物館相当施設」という。）が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

第二十二條 削除

第二十三条 文部科学大臣または都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設に対し、第二十条第一項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。

（指定の取消）

第二十四条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、その指定した博物館相当施設が第二十条第一項に規定する要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基づいて指定した事実を発見したときは、当該指定を取り消すものとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

又は虚偽の報告をしたとき。

「章を削る。」

第五章 雑則

（学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）

第二十五条 第五条第一号及び第九条第三号イに規定する学士の学位を有する者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による学士の称号を有する者

二 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第二号から第八号までのいずれかに該当する者

（短期大学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）

第二十六条 第五条第二号及び第九条第三号ロに規定する大学に二年以上在学し、六十二単位以上を修得した者には、次に掲げる者を含むものとする。

一 旧大学令、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学予科、高等学校高等科、専門学校又は教員養成諸学校を修了し、又は卒業した者

二 学校教育法施行規則第百五十五条第二項各号のいずれかに該当する者

（修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）

第二十七条 第九条第一号に規定する修士の学位を有する者には、学校教育法施行規則第百五十六条各号のいずれかに該当する者を含むものとする。

（博士の学位を有する者と同等以上の学力があると認め

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	られる者） 第二十八条 第九条第一号に規定する博士の学位を有する者には、次に掲げる者を含むものとする。 一 旧学位令（大正九年勅令第二百号）による博士の称号を有する者 二 外国において博士の学位に相当する学位を授与された者 （専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者） 第二十九条 第九条第一号に規定する専門職学位を有する者には、外国において専門職学位に相当する学位を授与された者を含むものとする。
--	---

別記第一号様式及び別記第三号様式から別記第九号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (用紙の大きさは日本産業規格 A 4)

(試験認定受験願書)

収入印紙	受 験 願 書	年 月 日
文部科学大臣殿		
ふりがな 氏 名		
住 所		
年 月 日生		
下記により博物館法施行規則による学芸員の資格認定を受けたいので必要な書類を添えて願ひ出ます。		
受験資格 博物館法施行規則第 5 条 第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 4 号 第 5 号 に該当受験場所		
試験の免除を受けたい試験科目名		

- (注) 1 受験資格中の該当番号を○印で囲むこと。
2 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

(審査認定受験願書)

受 験 願 書	年 月 日
収入印紙	
文部科学大臣殿	
住 所	ふりがな 氏 名
	年 月 日生
下記により博物館法施行規則による学芸員の審査認定を受けたいので必要な書類を添えて願います。	
受験資格	博物館法施行規則第9条 第1号 第2号 第3号 第4号 に該当

- (注) 1 受験資格中の該当号数を○印でかこむこと。
2 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

試 験 認 定 合 格 申 請 書		年 月 日
文 部 科 学 大 臣 殿		
博物館法施行規則第十二条第二項の規定に基づき、下記のとおり一年間博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（博物館法第五条第二項に規定する職の実務を含む。）を行ったことを申請しますので、学芸員資格認定の試験認定合格者として認定していただきますようお願いいたします。		
氏 名		
生年月日		
住 所		
電話番号		

※以下所属長記載欄

1 在職期間等について			
在 職 期 間	職 名	1 週間当たりの勤務日数・時間数	職 務 内 容
自 年 月 年 月 至 年 月			
2 勤務先の施設について			
施設の区分	ア 登録博物館（博物館法第11条） イ 指定施設（博物館法第31条第1項） ウ ア・イ以外の施設	（ 年 月 登録） （ 年 月 指定） （ 年 月 設置）	
常勤職員の勤務形態	1 週間当たり 1 週間当たり	日勤務 時間	
3 所属長所見			
申請者が上記のとおり博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務に従事したことを証明する。 年 月 日 (施設名・役職・氏名)			

別記第4号様式 (用紙の大きさは日本産業規格A4)

合 格 証 書 証 第 号

氏 名

年 月 日生

上記の者は博物館法施行規則により学芸員の（試験認定）（審査認定）に合格し、
学芸員となる資格を有することを証する。

年 月 日

文 部 科 学 省

筆 記 試 験 合 格 証 書	証第 号
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は博物館法施行規則第六条第三項に規定する試験認定の試験科目の全部について合格点を得たことを証する。	
本証書を有する者は博物館法施行規則第十二条第一項の規定に基づき一年間博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（博物館法第五条第二項に規定する職の実務を含む。）を行った後に文部科学大臣に認定されることにより試験認定合格者となるものとする。	
年 月 日	
文 部 科 学 省	

別記第 6 号様式 (用紙の大きさは日本産業規格 A 4)

合 格 証 明 書 令 証 第 号

氏 名

年 月 日生

上記の者は 年 月博物館法施行規則による学芸員の (試験認定) (審査認定) に
合格し学芸員となる資格を有することを証明します。

年 月 日

文 部 科 学 省

筆 記 試 験 合 格 証 明 書 令 証 第 号

氏 名

年 月 日生

上記の者は博物館法施行規則第六条第三項に規定する試験認定の試験科目の全部について合格点を得たことを証明します。

本証明書を有する者は博物館法施行規則第十二条第一項の規定に基づき一年間博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務（博物館法第五条第二項に規定する職の実務を含む。）を行った後に文部科学大臣に認定されることにより試験認定合格者となります。

年 月 日

文 部 科 学 省

別記第8号様式（用紙の大きさは日本産業規格A4）

筆 記 試 験 科 目 合 格 証 明 書 令 証 第 号

上記の者は博物館法施行規則による学芸員の試験認定において下記の受験科目
について合格点を得たことを証明します。

記

施 行 年 月	合 格 点 を 得 た 受 験 科 目

年 月 日

文 部 科 学 省

別記第 9 号様式 (用紙の大きさは日本産業規格 A 4)

指 定 申 請 書				記号番号 年 月 日
殿				
申請者				
申請者の住所又は主たる事務所の所在地				
博物館法の規定により、下記施設を博物館に相当する施設として指定されるよう別添関係書類を添えて申請します。				
記				
設置者	代表者の氏名	設立年月日	施設名	施設所在地

備考 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。なお、都道府県又は指定都市の教育委員会に申請する場合にあっては、当該都道府県又は指定都市の教育委員会の定めるところによるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条第六項の規定により、改正法による改正前の博物館法第二十九条の指定を受けている施設で、改正法による改正後の博物館法第三十一条第一項の指定を受けているものとみなされるもの（文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が、この省令による改正後の博物館法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二十四条第一項の要件を備えていると認めるものを除く。以下この条において「みなし指定施設」という。）についての新規則第二十五条の規定の適用については、同条中「前条第一項」とあるのは、「前条第一項（令和十年三月三十一日までの間は、博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和五年文部科学省令第号）による改正前の博物館法施行規則（次条において「旧規則」という。）第二十条）」とする。

2 みなし指定施設についての新規則第二十六条の規定の適用については、同条中「法第三十一条第一項」とあるのは「博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）による改正前の法（次条において「旧法」という。）第二十九条」と、「第二十四条第一項」とあるのは「第二十四

条第一項（令和十年三月三十一日までの間は、旧規則第二十条）」とする。

3 みなし指定施設についての新規則第二十七条の規定の適用については、同条第一号中「法第三十条第一項」とあるのは、「旧法第二十九条」とする。

4 みなし指定施設は、令和十年三月三十一日までに、新規則第二十四条第一項の要件を備えている旨の文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の確認を受けるよう努めなければならない。

（社会教育調査規則の一部改正）

第三条 社会教育調査規則（昭和三十五年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） 第三条 「略」 一 八 「略」 九 指定施設 博物館法第三十一条第一項の規定に基づき文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の教育委員会が指定した博物館に相当する施設をいう。 十 十五 「略」	（定義） 第三条 「同上」 一 八 「同上」 九 博物館相当施設 博物館法第二十九条の規定に基づき文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。）の教育委員会が指定した博物館に相当する施設をいう。 十 十五 「同上」

(調査事項)
第五条 「略」

一、三 「略」
四 博物館調査

1、3 「略」

4 博物館、指定施設又は博物館類似施設の別

5 「略」

五、九 「略」

2 「略」

(報告の義務及び方法等)
第六条 「略」

上欄		下欄	
「略」	博物館、指定施設及び博物館類似施設の長	「略」	前条第一項第四号の事項
「略」		「略」	

2 「略」

一 国立の指定施設及び博物館類似施設並びに独立行政法人が設置する指定施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設及び劇場、音楽堂等の長は、文部科学大臣の指定する期日までに文部科学大臣に提出する。

二 都道府県立の図書館、図書館同種施設、博物館、指定施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及び生涯学習センター、都道府県が設立団体である地方独立行政法人が設置する指定施設及び博物館類似施設並びに私立の公民館、図書館、博物館、指定施設及び女性教育施設の長は、都道府県教育委員会の定める期日までに都道府県教育委員会に提出する。

三 市町村立の公民館、公民館類似施設、図書館、図書館同種施設、博物館、指定施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽

(調査事項)
第五条 「同上」

一、三 「同上」
四 博物館調査

1、3 「同上」

4 博物館、博物館相当施設又は博物館類似施設の別

5 「同上」

五、九 「同上」

2 「同上」

(報告の義務及び方法等)
第六条 「同上」

上欄		下欄	
「同上」	博物館、博物館相当施設及び博物館類似施設の長	「同上」	前条第一項第四号の事項
「同上」		「同上」	

2 「同上」

一 国立の博物館相当施設及び博物館類似施設並びに独立行政法人が設置する博物館相当施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設及び劇場、音楽堂等の長は、文部科学大臣の指定する期日までに文部科学大臣に提出する。

二 都道府県立の図書館、図書館同種施設、博物館、博物館相当施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及び生涯学習センター、都道府県が設立団体である地方独立行政法人が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設並びに私立の公民館、図書館、博物館、指定施設及び女性教育施設の長は、都道府県教育委員会の定める期日までに都道府県教育委員会に提出する。

三 市町村立の公民館、公民館類似施設、図書館、図書館同種施設、博物館、指定施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽

堂等及び生涯学習センター、市町村が設立団体である
地方独立行政法人（都道府県を設立団体に含む場合を
除く。）が設置する指定施設及び博物館類似施設並び
に私立の博物館類似施設、体育施設及び劇場、音楽堂
等の長は、市町村の教育委員会の定める期日までに市
町村の教育委員会に提出する。

（調査票の配布等）

第八条 令別表第四の二の項第四欄第一号の文部科学省令
で定める都道府県の教育委員会が調査すべき社会教育施
設は、都道府県立の図書館、図書館同種施設、博物館、
指定施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育
施設、体育施設、劇場、音楽堂等及び生涯学習センター
、都道府県が設立団体である地方独立行政法人が設置す
る指定施設及び博物館類似施設並びに私立の公民館、図
書館、博物館、指定施設及び女性教育施設とする。
2 令別表第四の二の項第六欄第一号の文部科学省令で定
める市町村の教育委員会が調査すべき社会教育施設は、
市町村立の公民館、公民館類似施設、図書館、図書館同
種施設、博物館、指定施設、博物館類似施設、図書館、青
年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及
生涯学習センター、市町村が設立団体である地方独立行
政法人（都道府県を設立団体に含む場合を除く。）が設
置する指定施設及び博物館類似施設並びに私立の博物館
類似施設、体育施設及び劇場、音楽堂等とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

、音楽堂等及び生涯学習センター、市町村が設立団体
である地方独立行政法人（都道府県を設立団体に含む
場合を除く。）が設置する博物館相当施設及び博物館
類似施設並びに私立の博物館類似施設、体育施設及び
劇場、音楽堂等の長は、市町村の教育委員会の定める
期日までに市町村の教育委員会に提出する。

（調査票の配布等）

第八条 令別表第四の二の項第四欄第一号の文部科学省令
で定める都道府県の教育委員会が調査すべき社会教育施
設は、都道府県立の図書館、図書館同種施設、博物館、
博物館相当施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女
性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及び生涯学習セ
ンター、都道府県が設立団体である地方独立行政法人が
設置する博物館相当施設及び博物館類似施設並びに私立
の公民館、図書館、博物館、博物館相当施設及び女性教
育施設とする。
2 令別表第四の二の項第六欄第一号の文部科学省令で定
める市町村の教育委員会が調査すべき社会教育施設は、
市町村立の公民館、公民館類似施設、図書館、図書館同
種施設、博物館、博物館相当施設、図書館、青年教育施
設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等及
生涯学習センター、市町村が設立団体である地方
独立行政法人（都道府県を設立団体に含む場合を除く。）
が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設並びに
私立の博物館類似施設、体育施設及び劇場、音楽堂等と
する。

（沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令の一部改正）

第四条 沖縄の復帰に伴う文部省関係省令の適用の特別措置等に関する省令（昭和四十七年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（学芸員の資格認定の受験資格等に関する経過措置） 第十六条 法の施行前に琉球政府が設置する施設で博物館の事業に類する事業を行うものにおいて学芸員若しくは学芸員補の職に相当する職にあつた期間又は法の施行後に沖縄県に所在する博物館において沖縄特別措置令第二十四条第一項の規定による資格に基づいて学芸員の職にあつた期間は、博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第五条第二号及び第三号、第九条第二号及び第三号並びに第十二条第一項の規定の適用については、それぞれ、博物館における博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業に関する実務を行つた期間とみなす。	（学芸員の資格認定の受験資格等に関する経過措置） 第十六条 法の施行前に琉球政府が設置する施設で博物館の事業に類する事業を行なうものにおいて学芸員若しくは学芸員補の職に相当する職にあつた期間又は法の施行後に沖縄県に所在する博物館において沖縄特別措置令第二十四条第一項の規定による資格に基づいて学芸員の職にあつた期間は、博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第五条第二号及び第四号、第九条第三号並びに第十二条第一項の規定の適用については、それぞれ、学芸員補の職にあつた期間とみなす。

（国立大学法人法施行規則の一部改正）

第五条 国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	第二十七条 「略」 一 博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号） 二 第二十三條及び第二十五條 二 「略」 2 前項の規定により社会教育調査規則第六條第二項第一号の規定を準用する場合においては、同号中「指定施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設及び劇場、音楽堂等」とあるのは、「指定施設及び博物館類似施設」と読み替えるものとする。
改正前	第二十七条 「同上」 一 博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号） 二 第十九條及び第二十一條 二 「同上」 2 前項の規定により社会教育調査規則第六條第二項第一号の規定を準用する場合においては、同号中「博物館相当施設、博物館類似施設、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設及び劇場、音楽堂等」とあるのは、「博物館相当施設及び博物館類似施設」と読み替えるものとする。
備考 表中の「」の記載は注記である。	